

不足額給付対象確認フローチャート

令和7年1月1日時点で下田市に住民票がある。(下田市に住民票はないが、下田市で課税決定されている場合を含む)

はい

いいえ

令和6年分所得税と令和6年度個人住民税が、
定額減税前でどちらも0円である。

令和7年1月1日時点で
お住まいの市区町村にお
問い合わせください。

はい

いいえ

低所得世帯向け給付の世帯主や
世帯員であった。※

令和6年分所得税または令和6年度個人住民税所得
割において、定額減税しきれない額が1円以上ある。

はい

いいえ

いいえ

はい

支給対象外

となります。

はい

定額減税しきれない額の合計額(1万円未満
切り上げ)の金額が令和6年度当初調整給付
の対象となっている(未申請・辞退含む)。

いいえ

以下のいずれかに当てはまる
・事業専従者(青・白)
・合計所得額が48万円超
・当初調整給付の対象ではない

いいえ

はい

不足額給付Ⅱの対象

となる可能性があります

不足額給付Ⅰの対象

となる可能性があります

【対象外の例】・低所得者向け給付金の対象世帯(世帯員含む)であった場合

- ・扶養親族として定額減税の対象となりえる場合
- ・当初調整給付から不足額が発生していない場合など

※低所得世帯向け給付:「令和5年度非課税(7万円)」、「令和5年度均等割のみ課税(10万円)」、
「令和6年度新たな非課税・均等割のみ課税(10万円)」